

第三回参議院内閣委員会會議錄第三号

昭和二十三年十一月二十日(土曜日)

本日の會議に付した事件

○科学技術行政協議会法案(内閣送付)

○國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律案(内閣送付)

午前十一時一分開会

○委員長(河井彌八君) これから委員会を開会いたします。まず以て科学技術行政協議会法案、これを議題といたしまして、政府の説明を伺います。

○政府委員(佐藤榮作君) 政府はこの度科学技術行政協議会法案を提案したのであります。ここにその提案の趣旨を御説明申し上げます。

平和的文化國家の建設には科学技術の向上の普及が、その基礎をなすものであることに鑑みまして、政府は學術体制刷新委員会の答申に基いて、先の國會において日本學術會議法を提案し、すでに公布をみておるのであります。この度は日本學術會議と共に、學術体制刷新委員会の答申の二つの大きな眼目でありますところの、科学技術行政協議会を設置しようとするものであります。

科学技術行政協議会とは、いわば日本學術會議と、政府との間に立つて両者の意思の疎通を図り、科学と國策と、相遊離することのないようにするためのものであります。從來我が國の政治におきまして、科学研究の成果が十分に行政上の諸施策に活用されず、又各

省間の連絡調整が必ずしも十分でなく、か政府全体としての科学技術行政の一貫性、綜合性に欠けるきらいがあったのであります。かかる弊害を除去することが、この協議会の重要な目的であります。こういう目的を達成いたしますのには、單に行政官の手腕と識見のみでは十分でなく、科学者の専門的知識がこれに加わり、両者相協力することが必要であります。本協議会の委員の数が、行政官と科学者とが、それぞれ同数を占めることになつておるのはこの意味からでありまして、ここに本協議会の大きな特色があるのであります。

次に、前にも申述べましたように、本協議会の重要な狙いの一つは、各省間の連絡調整を図り、科学技術行政に一貫性、綜合性を與えようとするところにあります。併し本協議会が実施機關ではなく、審議機關でありまして、その審議の結果は、内閣總理大臣がその権限に基いて、重要なものは閣議を経て実施するのであります。各省の立場は十分尊重され、画一的統制に墮することのないように配慮がなされているのであります。尙本協議会は関係方面の特別な要請もありましたので、本年度初めに設置する予定で、これに要する経費はすでに本年度の当初予算に計上されているのであります。併しその後種々検討すべき点がありまして、その設置を延期し、今日に至つたのであります。

しかしながら明年一月二十日には日

本學術會議が成立いたしますので、これと同時に本協議会を発足せしめる必要から、今臨時國會において、本法案の審議をお願いする次第であります。以上が本法案の提案理由であります。何卒十分御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。簡單であります。提案の理由を申述べた次第であります。

○委員長(河井彌八君) なにか御質疑がありますならこの際一つ……。

○松本治一郎君 第三條は「会長一人、副会長一人及び委員二十四人以内で組織する。」となつておりますね。それから第七條に「協議会に幹事二十人以内を置く」と、そうすると委員と幹事の数が接近しているのですが、多過ぎるきらいはないですか。

○説明員(杉江清君) お答え申し上げます。まずこの委員の二十四人というのは、正誤の手続を今とつておりますが、二十六人の間違ひでありますから御訂正をお願いしたいと思ひます。今手続をとつております。で、この二十六人は、これはここにもありますように、半数が政府関係官吏であります。半数が學識経験者になつております。その関係官吏は各省廳一名ずつを大体予定しております。それに対して、幹事は二十人以内となつております。可なり多いのではあります。が、この幹事は、いわゆる普通の委員会の幹事と異なりまして、普通の委員会の幹事に相当するものには事務局があるわけなのです。そういう普通の

委員会の幹事とは違ひまして、これは委員会の審議事項につきまして、それぞれの専門的な立場から、委員を補佐することをその職務としております。従つてこれは大体各省廳のそれらの専門的事項について、特に関係の深い、その責任を持たれる第一線の方々にお願ひしようとする趣旨であります。従つてこれは相當数を必要とするわけでありまして、而もその幹事には各省の關係官以外にも、例えば日本學術會議の事務局の關係官、その他學識経験者をも或る程度含む必要があると思ひます。そういう立場で多く入れた次第でございます。

○委員長(河井彌八君) 私から一つ伺ひます。この法案を実施する場合に於いての予算關係ですね、今長官のお説明はありましたけれども、内容については伺つておりませんが、どうなつておりますか、それを伺ひたいと思ひます。

○説明員(杉江清君) 御説明申し上げます。本年度当初予算に計上されておりますところの予算は、総額百二十万圓になつております。その内容は事務局の職員、定員は一級官一名、二級官三名、三級官二名になつております。でそれらの給與が、この費用の大きな分を占めてはいます。臨時職員、雇員の外におきましては、臨時職員、雇員、傭人が、それ〴〵三名、五名、一名ずつあります。これらの費用も計上されております。その外としては、手当、及び、給與、交際費、旅費、消耗品費、

備品費等でありまして、これはそれぞれ金額といたしましては僅かなものであります。大部分はそういう事務局長の職員の給與であります。

今の尙補足を御説明申しますと、この金額は十月分として計上されておるわけでありまして、それは六月から以後の分で計上されておりますから、一月から発足いたしますとすれば、当然減少するわけでありまして。

○委員長(河井彌八君) もう一つ御伺ひします。只今の説明で大体人員費が殆ど全部を占めておるといふように了解しましたが、物件費がおりますか。

○説明員(杉江清君) あります。

○委員長(河井彌八君) その物件費はどのくらいであつて、そしてその内容は何かあるかといふことを御伺ひします。

○説明員(杉江清君) 物件費としましては、備品費として十萬圓を計上しております。これは机とか、なんとか、その程度のものであります。その外に経費としては役務費として二十二萬圓ばかり、消耗品費として四萬六千圓ばかりあります。役務費の方では主として印刷等が主になつております。

○委員長(河井彌八君) 何か外に御質問ありますか……、それではこの科学技術行政協議会法案については提案理由、並びに極く簡単な質問をしたことに止めておきまして、他日もう一度問題に供したいと思ひますが、それで御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) それではさよう決定いたします。続いてそれでは、国家行政組織法の一部を改正する法律案、これを議題といたしまして政府の説明をお願いいたします。

○政府委員(大野木克彦君) 本日所管の工務省大臣が御説明申上る管でございまして、ちよつと病氣のため引籠つておりますので、行政管理局の私が代つて申し上げます。

尚御説明申上げます前に、お許しを願つておきたいのですが、お手許にお配りいたしました法律案の刷物に、ミス・プリントがございまして、御訂正をお願いいたします。正誤表は何れお配りいたす手筈になつておりますが、ちよつと御訂正をお願いいたします。それは法律案の三頁の「理由」のところでございまして、「理由」の「国家行政組織法の施行期日を延期し、及び国家公務員法の改正に伴い各省次官の職を一般職とする必要がある。」云々と書いてございまして、この「延期」の後の「し」から「及び」國家公務員法の改正に伴ひ各省次官の職を一般職とまでを削り願ひたいと思ひます。

それでは只今議題になりました國家行政組織法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

國家行政組織法は第二國會において成立をいたしましたものでございまして、その施行期日は昭和二十四年一月一日と定められております。即ち、同法は行政機関の組織の基準を定めたものでありますから、各行政機関の組織をこの基準に従つて統制化することが必要でありまして、國定行政組織法

は、これらの各省等の設置法と同時に施行すべきでございます。従つて政府といたしましては、今期國會に各省等の設置法案を提出いたしまして、本法を明年一月一日から施行する準備を進めて参つたのでございまして、御承知の如く今期國會は國家公務員法の改正を中心とし、その会期も短期に定められたのでございまして、それで政府は今期國會には緊急必要なものを除きまして、各省等の設置法案を提出すること、これを取止め、今後尙準備の上、期國會にこれを提出いたしまして、その制定をまつて明年四月一日を期しまして、國家行政組織法を施行すること、適當と認めたのでございまして、従つて同法の施行期日及びこれと関連いたします事項を定めました同法の第二十三條、第二十五條及び第二十七條の三條中、それ「一月一日」とあるのを「四月一日」と改めるといふのが、本法律案の内容でございまして、何卒御審議の上御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) 何か御質疑はありますか。

○三好始君 國家行政組織法の施行期日の延期は止むを得ないのじやないですか。これ以上別に問題はないのじやないかと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 別に御質疑ないかと思ひます。よろしくございまして。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) それでは次にこの間から問題となつておりました財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律案、これにつきまして何か御質疑の点がございしますればこの際お話願ひます。

○松本治一郎君 これは衆議院の方はどう取扱つておるのですか。

○委員長(河井彌八君) 速記を止め

「速記中止」

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

○松本治一郎君 この問題もそのうち一緒にやることにしたらどうでしよう、大体簡単だと思ひますから……。

○委員長(河井彌八君) 御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) それでは委員會はこれで閉じます。何れ日を改めまして更に委員會を開きまして、これらの三案について決定をしたいと思ひます。御承知置きを願ひたいと思ひます。

午前十一時二十五分散會

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君

理事 カニエ邦彦君 小畑 哲夫君

委員 松本治一郎君 城 義臣君 下條 康鷹君 堀 眞琴君 三好 始君

政府委員 内閣官房長官 佐藤 榮作君 總理廳事務官(行政管理局) 大野木克彦君 廳次長

總理廳事務官 都村新次郎君 員審査委員會事務局長 總理廳事務官(財閥関係員再審査委員事務局局長) 井上 豪君

説明員 總理廳事務官 杉江 清君 (官房審議室勤務)

十一月十三日本委員會に左の事件を付託された。

一、道路運送監理事務所廃止反対に關する陳情(第二十五号)

一、道路運送監理事務所廃止反対に關する陳情(第二十六号)

一、道路運送監理事務所廃止反対に關する陳情(第四十二号)

一、道路運送監理事務所の拡充に關する陳情(第四十九号)

第二十五号 昭和二十三年十月二十一日受理

道路運送監理事務所廃止反対に關する陳情

山梨縣甲府市橋町四山梨交通株式會社取締役社長 河西俊夫外十四名

現在の道路運送監理事務所を廃止して所管事務を府縣廳に移管することであるが、これは自動車關係業界を混亂に導くものであり、輸送行政は全國的な事項を速かに処理する必要がある專門行政であり、又關係業者の意志が尊重されるべきであるから、自動車行政機構改革に反対するとの陳情。

第二十六号 昭和二十三年十月二十二日受理

道路運送監理事務所廃止反対に關する陳情

島根縣松江市朝日町五九〇島根縣貨物自動車運送株式會社大社營業所内 橋本醇治外一名

この陳情の趣旨は、第二十五号と同じである。

第四十二号 昭和二十三年十一月四日受理

道路運送監理事務所廃止反対に關する陳情(四通)

廣島縣福山市三の九町四、三〇一ノ一ニコニコ自動車株式會社社長 漆川直右衛門外七名

この陳情の趣旨は、第二十五号と同じである。

第四十九号 昭和二十三年十一月四日受理

道路運送監理事務所の拡充に關する陳情

德島縣德島市寺町東二ノ二二社團法人德島縣貨物自動車協會會長 庄野祐吉外十四名

道路運送監理事務所は、運輸省の地方行政機關として、地方の道路運送行政の一元化に當つては、輸送の秩序を維持して、更に円滑と完べきを期するために、むしろ同事務所を拡充昇格すべきで、廃止または地方移譲は取り止められたいとの陳情。

十一月十五日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、科学技術行政協議會法案

一、國家行政組織法の一部を改正する法律案

科学技術行政協議會法案

科学技術行政協議會法案

(目的) 科学技術行政協議會は、日本學術會議と緊密に協力し、科学

技術を行政に反映させるための諸
方策及び各行政機関相互の間の科
学技術に関する行政の連絡調整に
必要な措置を審議することをその
目的とする。

2 科学技術行政協議会（以下協議
会という。）は、内閣総理大臣の
所轄とする。

（審議事項）

第二條 協議会は、左に掲げる事項
について審議する。

一 日本学術会議の答申または勸
告を行政に反映させるために必
要な措置

二 政府が日本学術会議に諮問す
べき事項の選定に関する事

三 政府が行うべき科学技術に関
する国際的事業の実施の方法

四 各行政機関の所管に属する科
学技術に関する事項の連絡調整
に必要な措置

（組織）

第三條 協議会は、会長一人、副会
長一人及び委員二十四人以内で組
織する。

第四條 会長は、内閣総理大臣をも
つて充てる。

2 副会長は、國務大臣のうちから、
内閣総理大臣が命ずる。

3 委員は、関係各行政機関の官吏
及び学識経験のある者のうちか
ら、内閣総理大臣が命ずる。委員
のうち、その半数は学識経験のあ
る者でなければならない。

4 学識経験のある者を命ずる場合
においては、日本学術会議の推薦
を尊重しなければならない。

5 前項の委員の任期は、三年とす
る。但し、補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

第五條 会長は、会務を総理する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長
に事故があるときは、その職務を
代理する。

（會議）

第六條 協議会は、毎月一回定例会
議を開かなければならない。但
し、会長が必要があると認めたと
きは、臨時に、これを開くことが
できる。

（幹事）

第七條 協議会に幹事二十人以内を
置く。

2 幹事は、関係各行政機関の官
吏及び学識経験のある者のうちか
ら、内閣総理大臣が命ずる。学識
経験のある者のうちから命ずる幹
事の数は、十人以内とする。

3 幹事は、協議会の審議事項につ
いて委員を補佐する。

（事務局）

第八條 協議会の事務を処理させる
ため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、総理廳の一級の官
吏又は相当の資格を持つ科学者の
うちから、内閣総理大臣が命ず
る。

3 事務局局長は、会長の命を受け
て、局務を掌理する。

4 事務局の職員は、定員について
は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年一月
二十日から施行する。

2 学識経験のある者のうちから命
ぜられた第一回の委員で、日本学
術会議の会員である者の任期は、
第四條第五項の規定にかかわらず

す、二年とする。

3 事務局の職員の定員について
は、國家行政組織法（昭和二十三
年法律第二十号）が施行される
までは、第八條第四項の規定にか
かわらず、政令で定めるところに
よる。

國家行政組織法の一部を改正する
法律案
國家行政組織法の一部を改正す
る法律
國家行政組織法（昭和二十三年法
律第二十号）の一部を次のように
改正する。

第二十三條、第二十五條及び第二
十七條中「一月一日」を「四月一日」
に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

十一月十六日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。

一、郵政省設置法案
郵政省設置法案
郵政省設置法案
目次
第一章 總則（第一條—第四條）
第二章 内部部局及び地方機關
（第五條—第十六條）
第一節 内部部局（第五條—第
十四條）
第二節 地方機關（第十五條—
第十六條）
第三章 附屬機關（第十七條—第
二十二條）
第四章 職員及び職（第二十三
條—第二十九條）

第五條 雜則（第三十條—第三十
一條）

附則 第一章 總則
（この法律の目的）
第一條 この法律は、郵政省の所掌
事務の範圍及び權限を定めると
もに、第三條に掲げる事業を合理
的、能率的に經營するに足る組織
の基準を定めることを目的とす
る。

（設置）
第二條 國家行政組織法（昭和二十
三年法律第二十号）第三條第二
項の規定に基いて、郵政省を設置
する。

2 郵政省の長は、郵政大臣とす
る。

（郵政省の任務）
第三條 郵政省は、左に掲げる國の
公共事業を一体的に遂行する責任
を負う唯一の政府機關とする。

一 郵便
二 郵便貯金、郵便爲替及び郵便
振替貯金
三 簡易生命保険及び郵便年金
2 郵政省は、前項の事業の外、前
項の事業に附帶する業務、電氣通
信省から委託された業務及び印紙
の賣さばきに関する業務並びに年
金及び恩給の支給その他國庫の受
入拂渡に関する事務をつかさど
る。

3 郵政省は、前二項の事業及び業
務を行うにあたり、公共の利益に
即して最高度の能率を発揮するよ
うに努めなければならない。

（郵政省の権限）
第四條 郵政省は、この法律に規定

する所掌事務を遂行するため、左
に掲げる権限を有する。

一 法令の定めるところに従い、
予算の範圍内で、所掌事務の遂
行に必要な契約をすること。

二 法令の定めるところに従い、
所掌事務の遂行に必要な業務施
設、研究施設等を設置し、及び
管理すること。

三 法令の定めるところに従い、
所掌事務の遂行に必要な業務用
品、研究用品等を調達すること。

四 法令の定めるところに従い、
不用財産を処分すること。

五 國家公務員法（昭和二十二年
法律第二十号）の定めるところ
に従い、職員の任免、賞罰そ
の他職員の身分に関する措置を
すること。

六 國家公務員法その他の法令に
触れない範圍で、職員の給与、
勤務時間その他勤務の條件を定
めること。

七 政府職員に対する厚生及び保
健に関する法令の定めるところ
に従い、職員の厚生及び保健の
ため必要な施設を設置し、及び
管理すること。

八 法令の定めるところに従い、
職員を訓練すること。

九 法令の定めるところに従い、
職員に貸與する宿舍を設置し、
及び管理すること。

十 所掌事務の監督を行い、法令
の定めるところに従い、必要な
措置をすること。

十一 法令の定めるところに従
い、所掌事務に関し損害を賠償

する所掌事務を遂行するため、左
に掲げる権限を有する。

一 法令の定めるところに従い、
予算の範圍内で、所掌事務の遂
行に必要な契約をすること。

二 法令の定めるところに従い、
所掌事務の遂行に必要な業務施
設、研究施設等を設置し、及び
管理すること。

三 法令の定めるところに従い、
所掌事務の遂行に必要な業務用
品、研究用品等を調達すること。

四 法令の定めるところに従い、
不用財産を処分すること。

五 國家公務員法（昭和二十二年
法律第二十号）の定めるところ
に従い、職員の任免、賞罰そ
の他職員の身分に関する措置を
すること。

六 國家公務員法その他の法令に
触れない範圍で、職員の給与、
勤務時間その他勤務の條件を定
めること。

七 政府職員に対する厚生及び保
健に関する法令の定めるところ
に従い、職員の厚生及び保健の
ため必要な施設を設置し、及び
管理すること。

八 法令の定めるところに従い、
職員を訓練すること。

九 法令の定めるところに従い、
職員に貸與する宿舍を設置し、
及び管理すること。

十 所掌事務の監督を行い、法令
の定めるところに従い、必要な
措置をすること。

十一 法令の定めるところに従
い、所掌事務に関し損害を賠償

する所掌事務を遂行するため、左
に掲げる権限を有する。

一 法令の定めるところに従い、
予算の範圍内で、所掌事務の遂
行に必要な契約をすること。

二 法令の定めるところに従い、
所掌事務の遂行に必要な業務施
設、研究施設等を設置し、及び
管理すること。

三 法令の定めるところに従い、
所掌事務の遂行に必要な業務用
品、研究用品等を調達すること。

四 法令の定めるところに従い、
不用財産を処分すること。

五 國家公務員法（昭和二十二年
法律第二十号）の定めるところ
に従い、職員の任免、賞罰そ
の他職員の身分に関する措置を
すること。

六 國家公務員法その他の法令に
触れない範圍で、職員の給与、
勤務時間その他勤務の條件を定
めること。

七 政府職員に対する厚生及び保
健に関する法令の定めるところ
に従い、職員の厚生及び保健の
ため必要な施設を設置し、及び
管理すること。

八 法令の定めるところに従い、
職員を訓練すること。

九 法令の定めるところに従い、
職員に貸與する宿舍を設置し、
及び管理すること。

十 所掌事務の監督を行い、法令
の定めるところに従い、必要な
措置をすること。

十一 法令の定めるところに従
い、所掌事務に関し損害を賠償

し、及び損害の賠償を受けること。

十二 郵政省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十四 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十五 所掌事務遂行に支障のない範囲で、業務施設、業務用品又は郵便切手帳その他郵便の利用上必要な物を利用して、廣告業務を行うこと。

十六 郵便局の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

十七 郵便の利用上必要な包装用品、封筒等を調製し、及び賣りさばくこと。

十八 法令により委任された範囲において、外国郵便、外国郵便爲替及び外国郵便振替に関する取極を商議し締結すること並びにその料金を減額し、又は増額すること。

十九 法令の定めるところに従い、簡易生命保険及び郵便年金の積立金及び余裕金を運用すること。

二十 簡易生命保険の被保険者に対して必要な保健施設を、國会がこの目的のため議決した予算の範囲内で設置し、及び管理すること。

二十一 法令の定めるところに従い、収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をし、並びに受入及び支拂に関する報告及び会計の方法を定めること。

二十二 前各号に掲げるものの

外、法令に基き郵政省に属せられた権限

第二章 内部部局及び地方機関

第一節 内部部局

(内部部局)

第五條 郵政省に大臣官房及び左の各局並びに國家行政組織法第二十一条の規定に基き、左の区分により部を置く。

監察局

第一部

第二部

第三部

郵務局

管理部

業務部

施設部

貯金局

管理部

業務部

會計部

簡易保険局

管理部

業務部

財務部

数理部

人事部

経理局

資材局

建築局

前項の部の所掌事務は、政令で定める。

3 第一項の部には、國家行政組織法第七條第一項の課を置くことができる。

(大臣官房の事務)

第六條 大臣官房においては、郵政省の所掌事務に関し左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 公印を制定し、及び管理すること。

三 公文書を授受し、發送し、編集し、及び保存すること。

四 各部局の事務につき、総合調整をすること。

五 法令案の審査その他法務に関すること。

六 部局の設置及び廢止に関すること。

七 國會との連絡に関すること。

八 渉外事務に関すること。

九 報道に関すること。

十 前各号の事務に附帶すること。

十一 他の各部局の所掌に属さない事務に関すること。

(監察局の事務)

第七條 監察局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政省の所掌事務に関する犯罪、非違及び重大な事故を調査し、及び処理すること。

二 前号の犯罪、非違及び重大な事故により発生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受けること。

三 郵政省の所掌事務の考查をし、及び郵政大臣の命により又は他の部局の要求により郵政省の所掌事務の調査をすること。

四 郵政省の所掌事務に関する世論を収集し、及び調査し、又は公衆の不服の申出について調査し、及び回答すること。

五 行政管理廳の行う郵政省に対する行政監察に関する連絡事務

を処理すること。

六 第一号、第三号及び第四号に掲げる事務に関する法令を立案し、及び実施すること。

七 監察局の所掌事務の事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

八 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

九 所部の職員を訓練すること。

十 監察局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基き、業務計画を実施すること。

十一 監察局の所掌事務に関する周知を行い、及び統計を作成すること。

十二 前各号に掲げるものの外、監察に關し郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。

十三 前各号の事務に附帶すること。

(郵務局の事務)

第八條 郵務局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 郵便の運営計画を作成し、及び実施すること。

二 郵便に関する法令を立案し、及び実施すること。

三 郵便に関する業務取扱方法を制定し、及び実施すること。

四 郵便に関する國際會議及び万国郵便連合に関すること。

五 郵便局を設置し、又は廢止すること。

六 郵便局における郵便に関する窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

七 郵便物の運送契約をすること。

八 郵便切手その他郵便料金をあらわす証票を發行し、及び賣りさばき、並びに封筒、封かん紙その他郵便の利用上必要な物及び印紙を賣りさばくこと。

九 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

十 所部の職員を訓練すること。

十一 郵便に関する予算案を準備し、及び成立予算に基き、事業計画を実施すること。

十二 郵便に関する周知を行い、並びに業務施設、業務用品又は郵便切手帳その他郵便の利用上必要な物を利用して廣告業務を行うこと。

十三 郵便に關し業務を指導し、調査し、及び統計を作成すること。

十四 電氣通信省設置法(昭和二十三年法律第 号)第六條及び放送法(昭和二十三年第 号)第三十九條第五項の規定により、郵政省に委託された業務を処理すること。

十五 前各号に掲げるものの外、郵便に關し郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。

十六 前各号の事務に附帶すること。

(貯金局の事務)

第九條 貯金局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 郵便貯金、郵便爲替及び郵便振替貯金並びに年金及び恩給の

支給その他國庫金の受入拂渡に
關する事務（以下爲替貯金と總
稱する。）の運営計画を作成
し、及び実施すること。
二 爲替貯金に關する法令を立案
し、及び実施すること。
三 爲替貯金に關する業務取扱方
法を制定し、及び実施するこ
と。
四 郵便爲替及び郵便振替貯金に
關する國際會議及び万国郵便連
合に關すること。
五 地方貯金局を設置し、又は廢
止すること。
六 郵便局における爲替貯金に關
する窓口取扱時間及び取扱事務
の範圍を定めること。
七 爲替貯金に關する受拂金の總
括計算をすること。
八 郵便貯金及び郵便振替貯金の
原簿に關すること。
九 郵便貯金切手を發行し、及び
賣りさばくこと。
十 郵便局において受拂する現金
の取扱方法を定めること。
十一 郵便貯金の奨励をすること。
十二 爲替貯金の取扱上發生した
損害を賠償し、及び損害の賠償
を受け（監察局所掌のものを除
く。）並びに欠損金の補てんに關
する処理をすること。
十三 所部の職員の需要及び採用
に關する計画案を作成するこ
と。
十四 所部の職員を訓練するこ
と。
十五 爲替貯金に關する予算案を
準備し、及び成立予算に基く事

業計画を実施すること。
十六 爲替貯金に關する周知を行
い、並びに業務施設及び業務用
品を利用して廣告業務を行うこ
と。
十七 爲替貯金に關して業務を指
導し、調査し、及び統計を作成
すること。但し、実地調査は、
郵政大臣が特に認めたものに限
る。
十八 前各号に掲げるものの外、
爲替貯金に關し郵政省の権限と
して法令の定める事項を處理す
ること。
十九 前各号の事務に附帶するこ
と。
（簡易保險局の事務）
第二十條 簡易保險局においては、左
に掲げる事務をつかさどる。
一 簡易生命保險及び郵便年金
（以下保險年金という。）の運営
計画を作成し、及びこれを実施
すること。
二 保險年金に關する法令を立案
し、及び実施すること。
三 簡易生命保險及郵便年金特別
會計（以下保險年金特別會計と
いう。）の會計及び財務に關する
法令及び手続を立案し、及び実
施すること。
四 保險年金に關する業務取扱方
法を制定し、及び実施するこ
と。
五 地方簡易保險局を設置し、又
は廢止すること。
六 郵便局における保險年金に關
する窓口取扱時間及び取扱事務
の範圍を定めること。
七 所部の職員の需要及び採用に

關する計画案を作成すること。
八 所部の職員を訓練すること。
九 保險年金に關する予算案を準
備し、及び成立予算に基く事業
計画を実施すること。
十 保險年金特別會計の決算をす
ること。
十一 保險年金特別會計の收入及
び支出の調定及び出納をすること。
十二 保險年金特別會計の收入及
び支出並びに資産及び負債の事
業別分計をすること。
十三 保險年金特別會計制度に關
する研究をすること。
十四 保險年金特別會計の原簿計
算をすること。
十五 保險年金に關する受拂金の
總括計算をすること。
十六 保險年金の原簿に關するこ
と。
十七 保險年金の奨励をすること。
十八 保險年金の積立金及び余裕
金を運用すること。
十九 保險年金の料率の基礎計
算、責任準備金の算定その他數
理に關する事務を處理するこ
と。
二十 被保險者に対する保健施設
を設置し、及び管理すること。
二十一 保險年金の取扱上發生し
た損害を賠償し、及び損害の賠
償を受け（監察局所掌のもの
を除く。）並びに欠損金の補てん
に關する処理をすること。
二十二 保險年金の周知を行い、
並びに業務施設及び業務用品を
利用して廣告業務を行うこと。

二十三 保險年金に關して業務を
指導し、調査し、及び統計を作
成すること。但し、実地調査
は、郵政大臣が特に認めたもの
に限る。
二十四 簡易生命保險郵便年金事
業審議會及び簡易生命保險郵便
年金審査會に關する事務を處理
すること。
二十五 前各号に掲げるものの
外、保險年金に關し郵政省の権
限として法令の定める事項を處
理すること。
二十六 前各号の事務に附帶する
こと。
（人事局の事務）
第二十一條 人事局においては、左に
掲げる事務をつかさどる。
一 職員に關する左の事務を處理
すること。
（一） 職階及び任免に關するこ
と。
（二） 給與、勤務時間その他勤
務の條件に關すること。
（三） 服務規律、分限及び懲戒
に關すること。
（四） 勤務成績の評定及び記録
に關すること。
（五） 人事記録の作成及び保管
に關すること。
（六） 公務傷病に対する補償及
び恩給に關すること。
（七） 職員の結成する組合その
他の団体との交渉並びにこれ
らの団体に關すること。
（八） 職員の苦情の處理に關す
ること。
二 職員の需要及び採用に關する
計画案の取りまとめをすること。

三 職員の定員に關すること。
四 職員の厚生及び保健に關する
事務を處理し、並びに必要な施
設を設置し、及び管理するこ
と。
五 職員に貸與する宿舍を設
置し、及び管理すること。
六 職員の訓練に關し、取りま
めをすること。
七 郵政省共済組合に關する法令
の執行に關する事務を處理する
こと。
八 所部の職員の需要及び採用に
關する計画案を作成すること。
九 所部の職員を訓練すること。
十 人事局の所掌事務に關する予
算案を準備し、及び成立予算に
基く業務計画を実施すること。
十一 職員の職階、能率、勤務條
件等に關する調査をし、及び統
計を作成すること。但し実地調
査は、郵政大臣の特に認めたも
のに限る。
十二 前各号に掲げるものの外、
人事に關し、郵政省の権限とし
て法令の定める事項で特に他の
局の所掌とされない事項を處理
すること。
十三 前各号の事務に附帶するこ
と。
（經理局の事務）
第二十二條 經理局においては、左に
掲げる事務をつかさどる。
一 各部署の準備した予算案の取
まとめをすること。
二 各部署の事業又は業務計画案
に基く予算の實行計画を作成
し、及び実施すること。
三 郵政事業特別會計の會計及び

- 財務に関する法令及び手続を立案し、及び実施すること。
- 四 郵政事業特別会計の一切の決算をすること。
- 五 郵政事業特別会計の収入及び支出の測定及び出納をすること。
- 六 郵政事業特別会計の収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。
- 七 郵政事業特別会計制度に関する研究をすること。
- 八 郵政事業特別会計の原簿計算をすること。
- 九 資金を統制し、管理し、及び調達をすること。
- 十 契約手続を定めること。
- 十一 各部署の契約等の計画を取りまとめること。
- 十二 支拂計画を設定し、及びこれを各部署に通知すること。
- 十三 契約の締結、収入及び支出の決定並びに資金、物品その他財産の管理及び保管の責任を有する職員に対して、会計監査をすること並びに郵政省の総原簿又は補助簿への仕訳記入の確認をすること。
- 十四 小切手及び国庫金振替の確認をすること。
- 十五 会計及び財務に関する統計を作成し、並びに郵政省の所掌事務の統計に関する基本計画を作成すること。
- 十六 郵政省の所掌事務の統計を保存すること。
- 十七 郵便、郵便爲替及び郵便振替貯金の原簿計算をし、及び料金の合理化の研究をすること。

- 十八 固定資産の記録を保存すること。
 - 十九 廣告業務に関する手続の基本を定めること。
 - 二十 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
 - 二十一 所部の職員を訓練すること。
 - 二十二 経理局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。
 - 二十三 前各号に掲げるものの外、会計、財務及び統計に関する郵政省の権限として法令の定める事項で、特に他の部署の所掌とされない事項を処理すること。
 - 二十四 前各号の事務に附帶すること。
- (資材局の事務)
- 第十三條 資材局においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 各部署の要求する資材及び物品の需要計画の取りまとめ及び割当に関すること。
 - 二 資材局の所掌事務の事務取扱方法を制定し、及び実施すること。
 - 三 各部署の要求する資材及び物品を購入れ、借入れ、修理し加工し、出納し、保管し、及び配給すること。
 - 四 倉庫及び工場を設置し、及び管理すること。
 - 五 不用となつた資材及び物品を処分すること。
 - 六 所部の職員の需要及び採用に

- 関する計画案を作成すること。
- 七 所部の職員を訓練すること。
 - 八 資材局所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。
 - 九 資材及び物品に関する業務を指導し、調査し、及び統計を作成すること。但し、実地調査は、郵政大臣が特に認めたものに限り。
 - 十 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に関する郵政省の権限として法令の定める事項で、特に他の部署の所掌とされない事項を処理すること。
 - 十一 前各号の事務に附帶すること。
- (建築局の事務)
- 第十四條 建築局においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 各部署の要求する土地、建物、工作物及び船舶並びにその附帯設備(以下不動産という。)の工事を設計し及び施行すること。
 - 二 各部署の要求により、不動産を取得し、及び処分すること。
 - 三、国有財産及び借入不動産の保存に関すること。
 - 四 不動産に関する工事の契約をすること。
 - 五 所部の職員の需給及び採用に関する計画案を作成すること。
 - 六 所部の職員を訓練すること。
 - 七 建築局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。
 - 八 不動産に関する業務を指導し、調査し、及び統計を作成す

- ること。
- 但し、実地調査は、郵政大臣が特に認めたものに限り。
- 九 前各号に掲げるものの外、建築局に關し郵政省の権限として法令の定める事項で、特に他の各部署の所掌とされない事項を処理すること。
 - 十 前各号の事務に附帶すること。
- 第二節 地方機関
- 第十五條 郵政省に、國家行政組織法第二十一條の規定に基き、左の地方機関を置く。
- 地方郵政監察局
- 地方貯金局
- 地方簡易保険局
- 地方郵便局
- 地方郵政監察局は第七條に掲げる事務の一部を分掌し、地方郵政局は第八條から第十條までに掲げる事務の一部を分掌し、地方貯金局は第九條に掲げる事務の一部を分掌し、地方簡易保険局は第十條に掲げる事務の一部を分掌する。
- 郵便局は地方郵政局の事務のうち現業業務を行う。
- 第一項の地方機関は前二項に掲げる事務の外、その事務に關連する範圍において、第六條及び第十一條から第十四條までに掲げる事務の一部を分掌する。
- 第十六條 地方郵政監察局及び地方郵政局は、それぞれ東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、廣島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市に置く。

- 2 地方郵政監察局に、左の部を置く。
 - 第一部
 - 第二部
 - 第三部
 - 地方郵政局に、左の部を置く。
 - 郵務部
 - 貯金部
 - 保険部
 - 人事部
 - 経理部
 - 資材部
 - 建築部
 - 地方郵政監察局及び地方郵政局の名称、管轄区域及び所掌事務の範圍は、政令で定める。内部組織の細目は、郵政大臣が定める。
 - 5 郵政大臣は地方機関の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。
 - 6 地方郵政監察局及び地方郵政局以外の各地方機関並びに前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範圍及び内部組織の細目は郵政大臣が定める。
- 第三章 附屬機關
- (附屬機關)
- 第十七條 郵政省に左の附屬機關を置く。
- 博物館
- 病院、診療所、療養所
- 職員訓練所
- (博物館)
- 第十八條 博物館は、郵政に關する文化の啓蒙及び普及を図るための機關とする。
- (病院等)
- 第十九條 病院、診療所及び療養所

は、郵政省の職員及びその家族の健康を保持するための機関とする。

（職員訓練所）
第二十條 職員訓練所は、郵政省の職員の訓練を行うための機関とする。

（名称等）
第二十一條 第十七條に掲げる附屬

機関の名称、位置及び内部組織は郵政省令で定める。

（その他の附屬機関）
第二十二條 左の表の上欄に掲げる機関は郵政省の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的はそれぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
郵政審議会	第三條に掲げる事業の健全且つ能率的な運営を図るため、その事業に関する事項（簡易生命保険年金事業審議会に附議される事項を除く。）を調査審議すること。
簡易生命保険郵便年金事業審議会	簡易生命保険約款案及び郵便年金約款案並びに積立金の運用その他保険年金の経営に関する事項を調査審議すること。
簡易生命保険郵便年金審議会	保険契約者、保険金受取人、年金契約者、年金受取人、年金継続受取人又は返還金受取人が簡易生命保険又は郵便年金の契約上の権利義務に関する事項について國との間に紛争を生じた場合その紛争処理機関として公平な審査をし及び裁決をすること。
郵政省共済組合審査会	郵政省共済組合の給付に関する決定又は掛金の徴収に関して組合と組合員との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として公平な審査をし、及び裁決をすること。
郵政省共済組合運営審議会	郵政省共済組合の運営に関する事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第四章 職員及び職
第二十三條 郵政省に置かれる職員については、國家公務員法の定める

ところによる。

（理事）
第二十四條 郵政省に理事四人を置く。

2 監察局、郵政局、貯金局及び簡易保険局の長は、理事をもつて充てる。

（部局の長）

第二十五條 第五條に掲げる官房及び部に官房長及び部長を置く。

2 第十五條に掲げる地方機関及びその内部部局には、それぞれ長一人を置く。

3 第十七條に掲げる附屬機関には、それぞれ長一人を置く。

4 前三項に掲げる部局の長は、上官の命を受け、それぞれ部局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

5 第五條に掲げる経理局及び人事局には、次長を置く。

6 次長は、局長を助け、局務を整理し、局長不在の場合その職務を代行する。

（郵政監察官）
第二十六條 郵政業務の監察を行わせるため、郵政省に郵政監察官七百人以内を置く。

2 郵政監察官は郵政省の職員の中から郵政大臣が命ずる。

第二十七條 郵政監察官は、郵政業務に対する犯罪につき刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）に規定する司法警察官の職務を行う。

2 郵政監察官は被疑者の逮捕を必要とする場合は、警察官又は警察吏員である司法警察職員に、これを逮捕させなければならない。

3 警察官又は警察吏員である司法警察職員は、前項により逮捕した被疑者を、郵政監察官に引致しなければならない。

4 郵政監察官は、前項の被疑者を受け取ったとき又は自ら現行犯人を逮捕したとき、留置の必要があると思料するときは、これを最寄

りの警察署に留置することができる。

第二十八條 郵政監察官は、職務を行うにあつては、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

（定員）
第二十九條 郵政省に置かれる職員は、別に法律で定める。

第五章 雜則
（権限の委任）
第三十條 郵政大臣は、この法律に定める権限で細目の事項に関するものを、職務規程を定めて、局、地方機関及び附屬機関に委任することができる。

（組織の細目）
第三十一條 郵政省の組織の細目については、この法律に規定するものの外、政令で又は政令の委任により郵政大臣が定める。

附 則
この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

十一月十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、電氣通信省設置法案
電氣通信省設置法案
電氣通信省設置法案

目次
第一章 總則（第一條—第六條）
第二章 内部部局及び地方機関（第七條—第二十八條）
第一節 内部部局（第七條—第二十五條）
第二節 地方機関（第二十六

條—第二十八條）
第三章 外局（第二十九條—第四十四條）
第一節 電波廳（第三十條—第三十八條）
第二節 航空保安廳（第三十九條—第四十四條）
第四章 附屬機関（第四十五條—第五十一條）
第五章 職員（第五十二條—第五十三條）
第六章 雜則（第五十四條—第五十六條）
附 則
第一章 總則
（この法律の目的）
第一條 この法律は、電氣通信省の所掌事務の範囲及び権限を定めるとともに、第四條に掲げる事業を合理的、能率的に經營し、且つ、所掌行政事務を能率的に遂行するに足る組織の基準を定めることを目的とする。

（定義）
第二條 この法律及びこの法律施行のための命令の解釈に関しては、左の定義に従うものとする。

一 電氣通信業務 有線又は無線による電信、電話、模写電信、写真電信その他電氣的方法による送信又は受信によつて、意思及び事実を伝え、又は受ける一切の手段を設置し、運用し、及び保存すること。

二 局内設備、電話交換局、中継局、端局の装置等建物の内部に所在し、又は建物による保護を要する電氣通信装置及び設備

三 局外設備、陸線、地下ケーブル

ル、架空ケーブル等建物による保護を要しない電気通信装置及び設備（在庫品を除く。）

四 電気通信設備 電気通信業務を行うため整備すべき業務用機器、建物及びこれらに附属するもの等一切の物的設備

五 電気通信活動 電気通信業務の設定及び電気通信設備の管理に必要な組織、経営及び運用に関する電気通信省の一切の機能

六 私設設備 私設の電話交換装置、電信又は電話の端末装置、模写電信装置、無線局（送信及び受信を含む。）その他電気通信設備であつて電気通信省が所有するものでないもの又は直接に運用しないもの。

七 増設電話交換系 同一建物内の数個の室からなる事務所若しくは住宅又は同一構内の数個の建物からなる事務所若しくは住宅内の電気通信業務の用に供される私有又は電気通信省所有の交換設備及び電気通信系。この場合において、すべての電話機は、同一の個人又は会社その他の団体が共通の事業又は活動をするために設備されるものと

し、且つ、この通信系は、同一事業又は活動を行う同一建物内の諸事務室又は同一構内の諸建物等とこれらの外部にある加入電話との直接接続を行う施設を含み、又隣接しない建物若しくは敷地間の直接接続を行う施設を含まない。但し、共通でない事業又は活動を行う者に対して業務を提供するため、電気通

信省が特別の契約をしたものは、この限りではない。

八 電気通信系 個々の装置を一体的に組み合せて、一の電気通信業務を行い得る系統にするような一切の設備の組み合わせ。特定の用例をしない限り電気通信省の運営するものをいう。

九 公衆電話 公衆の利用に供される加入電話以外の電話であつて、電気通信省以外のいかなる個人又は機関も特に責任を有しないもの。

十 簡易公衆電話 契約によつて通話料を徴収して当事者以外の者の使用にあつてゐることを認められた電話

十一 国際電気通信業務 日本と日本の領土外の地点との間の電気通信業務

十二 無線周波設備 無線電信、無線電話その他周波数毎秒一万サイクル以上の高周波電流を利用する設備（ケーブル搬送設備並びに二線式及び四線式裸線搬送設備を除く。）及びこれに妨害を與えるおそれのある電波を放射する設備

十三 無線周波施設 無線周波設備とその運用及び操作に必要な要員とを備えた施設

十四 周波数 無線周波設備に使用し、又は無線周波設備から発生する電波又は電流の周波数

十五 航空保安施設 航空を援助する目的のため設けられた一切の施設（設離着陸場を含む。）及びこれに附属するもの。

（設置）

第三條 國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項の規定に基いて、電気通信省を設置する。

2 電気通信省の長は、電気通信大臣とする。

（電気通信省の任務）

第四條 電気通信省は、左に掲げる國の公共業務（地方的のものを含む。）を一体的に遂行する責任を負う唯一の政府機関とする。

一 電気通信事業
二 電波管理事業
三 航空保安業務

2 電気通信省は、前項の業務の外、有線私設設備の規律及び監督に関する事務をつかさどる。

3 電気通信省は、前二項の業務を行うにあたり、公共に最大の利益をもたらすようにそれぞれ一体的な業務を設定し、運用し、及び管理し、並びに業務運営に高度の能率を発揮するように努めなければならない。

（電気通信省の権限）

第五條 電気通信省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。

四 法令の定めるところに従い、不用財産を処分すること。

五 國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところに従い、職員任免、賞罰その他職員の身分に関する措置をすること。

六 國家公務員法その他の法令に触れない範囲で、職員の給与、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

七 政府職員に対する厚生及び保健に関する法令の定めるところに従い、職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八 法令の定めるところに従い、職員を訓練すること。

九 法令の定めるところに従い、職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。

十一 法令の定めるところに従い、所掌事務に關し損害を賠償し、又は損害の賠償を受けること。

十二 電気通信省の公印を制定すること。

十六 電氣通信取扱局（分局及び委託によつて電氣通信業務を行う郵便局を含む。以下同じ。）の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

十七 電信及び電話の利用上必要な電話番号簿、特殊類信紙等の用品を調整し、及び賣りさばくこと。

十八 第二十四條第一号、第九号、第三十五條第一号及び第四十二條第九号に掲げる調査研究であつて、電気通信省において行うことを不利と認めるものを部外の研究機関に委託すること

並びに政府機関、個人又は会社その他の団体の委託により、電氣通信技術に關する基礎的研究又は実用化を有償で行うこと。

十九 委託により、政府機関、個人又は会社その他の団体の専用施設電氣通信系を建設し、及び保存すること、政府機関、個人又は会社その他の団体からその専用設備を買収すること並びに電氣通信系を政府機関、個人又は会社その他の団体の専用にする契約をすること。

二十 法令の定めるところに従い、電氣通信業務及び電波管理業務の運営に必要な特許権及び実用新案権又はその実施権を取得すること。

二十一 法令により委任された範囲において、外國の政府その他機関又は会社と國際電氣通信業務に關し、業務の設定、業務の

利用上必要な物を利用して、

運用上の諸事項、料率等について、國際的取極を商議し、及び締結すること並びに條約の規定に従い、その料金を減額し、又は増額すること。

二十二 法令の定めるところに従い、収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をし、並びに受入及び支拂に関する報告及び会計の方法を定めること。

二十三 政府機関、個人又は会社その他の団体によつて所有される電氣通信設備の建設、設置又は運営に対する申請を許可すること。この許可は、運営上の必要に基き、且つ、第四條第一項及び第三項に規定する電氣通信省の職責を考慮して行ふべきものとする。

二十四 法令の定めるところに従い、電波を統制し、監視し、及び規律すること。

二十五 法令により委任された範圍において、電波の管理に関する國際的取極を商議し、及び締結すること。

二十六 法令の定めるところに従い、無線周波施設を規律し、及び監督すること。

二十七 周波数標準値を定め、標準電波を放射し、及び標準時を放送すること。

二十八 法令の定めるところに従い、無線周波設備の機器の最低動作基準を定めること。

二十九 法令の定めるところに従い、無線周波設備の機器の認定及び実地検査をすること。

三十 法令の定めるところに従

い、無線周波設備の運用又は操作に従事する者の資格を定め、資格検定をし、及び運用及び操作の免許を與えること。

三十一 前号により運用及び操作の免許を與えられた者が、法令、電波廳の規則又は日本を拘束する電波に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定を犯したことを電波廳が十分に認め得る証拠のあつた場合に、その免許を取り消し、又は停止すること。

三十二 委託により、無線用水晶片及び周波数測定器具を校正すること。

三十三 前各号に掲げるものの外、法令に基き電氣通信省に属させられた権限

(事務の委託)

第六條 電氣通信省は、その所掌事務のうち現業に属する事務の一部を郵便局に行わせることが經濟的であると認めるときは、これを郵政省に委託することができ、この場合において電氣通信省は、委託した事務の範圍において、郵便局を直接指揮監督する。

第二章 内部部局及び地方機関

第一節 内部部局

(内部部局)

第七條 電氣通信省(外局を除く。)に大臣官房及び左の区分により局並びに國家行政組織法第二十一條の規定に基いて、総務長官官房、部、総務室及び研究所を置く。

(業務部門)

周知調査局
計画局
營業局
運用局
國際通信部
業務總務室
(施設部門)
施設局
建設局
保全局
資材局
建築部
施設總務室
(事務部門)
人事局
經理局
電氣通信研究所

2 前項の局には、國家行政組織法第二十一條の規定により、必要な部を置くことができる。

3 第一項の研究所には、方式実用化部、器材実用化部、基礎研究部、試作部、特許出版部及び事務部の六部を置く。

4 第二項の設置及び所掌事務は、政令で定める。

5 第一項から第三項までに掲げる部には、國家行政組織法第七條第一項の課を置くことができる。

(特別な職)

第八條 電氣通信省に総務長官一人、理事二人を、研究所及び部に研究所長及び部長を置く。

2 総務長官は、各部門及び研究所を統轄し、その業務を執行する職責を有する。

3 理事は、総務長官を助け、うち一人は業務部門の、他の一人は施設部門の各局を統轄し、その業務を執行する職責を有する。

4 研究所長は、総務長官を助け、研究所の各部を統轄し、その業務を執行する職責を有する。

5 部長は、上官の命を受け、それぞれ所部の事務を掌理し、その職員の仕事についてこれを指揮監督する。

(大臣官房の事務)

第九條 大臣官房においては、電氣通信省の所掌事務に関し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 公印を制定し、及び管理すること。

三 公文書を授受し、及び發送すること。

四 総合調整をすること。

五 法令案の審査その他法務に関すること。

六 一般会計の予算、決算等の取りまとめに関すること。

七 部局の設置及び廃止に関すること。

八 國會との連絡に関すること。

九 渉外事務に関すること。

十 監察を行うこと(総務長官官房において行ふものを除く)。

十一 報道に関すること。

十二 他の部局の所掌に属しない事務に関すること。

(総務長官官房の事務)

第十條 総務長官官房においては、総務長官の職責に属する事項に関し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 総合調整をすること。

三 公文書を編集し、及び保存すること。

四 法令案の審査その他の法務に関すること。

五 監察を行うこと。

六 職員訓練の基本的計画に関すること。

七 経営分析に関すること。

八 他の部局の所掌に属しない事務に関すること。

(周知調査局の事務)

第十一條 周知調査局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電氣通信業務の勧誘、廣告、宣傳、出版その他公衆關係の計画を設定し、及び実施すること。

二 第五條第十五号に掲げる廣告業務に関すること。

三 世論を収集し、及び分析すること並びに公衆の不服及び申出を調査し、及び一般的事項にわたるものについて、回答すること。

四 私設設備を電氣通信系に統合するため、その所有者と交渉し、及びこれを取得すること並びに電信電話の特殊の需要に関し、調査し、交渉し、及び契約すること。

五 電氣通信業務に関し、現在及び將來の通信需要を基本的且つ第一次的に調査すること。

六 電氣通信業務に関する料率及び料金を定めること並びにこれに必要な資料を収集し、及び分析すること(國際通信部の所掌に属するものを除く)。

七 一切の料率及び料金に関する情報を発表し、及び周知させること。

こと。

八 有線私設設備（搬送設備を含む。）に関する業務上の条件、方法及び手続を定め、並びにこれを監督すること。但し、無線局波設備に関するものについては、電波廳と協議すること。

九 前各号に掲げるものの外、電氣通信業務の周知及び調査に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（計画局の事務）

第十二條 計画局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 前條第五号に掲げる調査及び關係部局の報告に基き、通信のそ通に必要な設備、回線及び局舎その他これに直接關係がある事項を調査し、計画案を作成し、施設局に送付すること。但し、局舎に關する計画については、施設部門の各部局の所掌に屬する事項を除く。

二 前号の計画の基礎となる業務標準を定めること。

三 施設を最も能率的且つ經濟的に利用するため、回線経路、中継方式及び交換区域を定め、その他回線設備の利用計画を設定すること。

四 業務標準及び取扱方法と施設の條件とが相互に適應するよう研究すること。

五 電信法（明治三十三年法律第五十九号）第三條及び無線電信法（大正四年法律第二十六号）第六條の規定に基き、私設設備を公衆通信の用に使用すること。

六 電氣通信取扱局の施設を最も有効且つ能率的に運用し得るよう、照明、通風、暖房等を含む局内設備の合理的配置及び整備基準を定め、その実施計画を立て、關係部局に送付すること（施設部門の各部局の所掌に屬するものを除く。）。

七 業務部門の各部局の用に供する土地建物の需要計画及び処分計画を取りまとめ、施設局に送付すること。

八 前條第四号に掲げる事項に關し、周知調査局に必要な専門的援助を與えること。

九 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の計画に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（營業局の事務）

第十三條 營業局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電話の加入並びに電報の受付及び配達に關すること。

二 周知調査局の立てた方針に従い、所掌事務について、勧誘、廣告、宣傳、出版その他公衆關係の計画を実施すること。

三 公衆の不服及び申出を受け付け、及び周知調査局の立てた方針に従ひ措置すること並びにその資料を取りまとめ、周知調査局に送付すること。

四 電氣通信取扱局の窓口の設定及び廢止並びにその取扱時間及び取扱事務の範圍を定めること。

五 電信電話の營業上の業務取扱方法を定め、及び実施すること。

六 電信区画を設定すること。

七 電信電話に關する料金を徴收すること。

八 電話番号簿を編集し、発行し、及び配付し、又は賣りさばくこと並びに特殊領信紙等を調製し、及び賣りさばくこと。

九 郵政省に委託した電氣通信省の所掌事務に關して、營業上、郵便局を指揮監督すること。

十 前各号に掲げるものの外、電氣通信事業の營業上の事項に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（運用局の事務）

第十四條 運用局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電氣通信設備を運用し、及び通信をそ通すること。

二 電氣通信系に接続する私設設備の運用及び通信のそ通を監督すること。

三 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國內電氣通信設備の全部又は一部を運用すること。

四 郵政省に委託した電氣通信省の所掌事務に關して、運用上、郵便局を指揮監督すること。

五 業務部門の各部局の提出する予算案を取りまとめ、周知調査局に送付すること。但し、施設局において行ふものを除く。

六 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基き、前号の各部局と協議して、年度及び四半期別の成立予算案

行計画案を作成し、經理局に送付すること。

七 事業計画の変更に伴い、又は經理局の財政上の勧告に従つて、成立予算案執行計画の修正案を作成し、經理局に送付すること。

八 周知調査局の立てた方針に従い、所掌事務に關して、對公衆關係の計画を実施すること。

九 第一号に掲げる事務について、取扱時間を定めること。

十 關係部局の用に供するため、所掌事務に關する記録、統計及び資料を作成し、分析し及び送付すること。

十一 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の運用に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（國際通信部の事務）

第十五條 國際通信部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 國際電氣通信回線及び設備の需要を充足するための計画案を作成し、施設局に送付すること並びに國內回線及び設備に關し、運用局及び計画局に連絡すること。

二 國際電氣通信業務を行い、その設備を運用し、及びその取扱條件を定めること。

三 政府機關、個人又は会社その他の團體の専用供する國際電氣通信設備を設定し、運用し、及び管理すること。

四 國際電氣通信業務に關する料率及び料金を定め、これに關する資料を周知調査に送付する

こと。

五 國際電氣通信業務の設定及び運用上の諸事項並びに料率に關し、外國の政府その他の機關又は会社と結ぶ協定案を作成すること。

六 國際電氣通信料金の國際計算書を作成して外國の政府その他の機關又は会社と相互承認をし、その精算額の決済を行うこと。

七 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國際電氣通信設備の全部又は一部を運用すること。

八 關係部局と協議し、又はその要求に基き、國際電氣通信に關する條約案、協約案その他の法令案を作成すること。但し、電波廳及び航空保安廳の所掌に屬するものを除く。

九 國際電氣通信連合との連絡に關すること及び電氣通信業務に關する國際的委員會、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。但し、電波廳及び航空保安廳の所掌に屬するものを除く。

十 國際電氣通信業務の勧誘、廣告、宣傳、出版その他對公衆關係の計画に關し、周知調査局に必要な援助を與えること。

十一 前各号に掲げるものの外、國際電氣通信業務に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（施設局の事務）

第十六條 施設局においては、左に

掲げる事務をつかさどる。

一 電氣通信施設の新設、拡張、撤去、取替及び轉用に関する關係部の要求を技術的、經濟的に検討し、長期及び年度の工事計画及び基本計画を設定すること。

二 第十二條第一号の計画の基礎となる技術標準、電氣通信設備の建設及び保存に必要な技術標準を定め、並びに電氣通信研究所の草案に基き、機器、物品、素材及び裝置の仕様を定めること。

三 第一号の工事計画に基いて物資の所要總量を算定し、資材局に送付すること。

四 電氣通信設備の建設及び保存に必要なすべての機器、物品、素材、土地等に関する要求を作成し、それぞれの所管部局に送付すること。

五 電氣通信建物物の建設及び大修繕の計画を設定すること。

六 施設部門の各部局の予算案及び業務部門の關係部局の資本勘定に属する予算案を取りまとめ、經理局に送付すること。

七 予算が成立した場合、上官の定めた実行予算編成方針に基き、前号の各部局と協議して、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、經理局に送付すること。

八 事業計画の変更に伴い、又は經理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、經理局に送付すること。

九 電氣通信系において運用中の電氣通信設備の現場調査を行うこと。

十 電氣通信研究所の協力を得て、新しい電氣通信方式及び器材の商用試験を行うこと。

十一 機器、物品及び素材を購入するにあたり、製造の場所、受取の場所その他適当な場所において、仕様書及び契約條件と照合して検査すること。

十二 陸線、管線、有線回路、無線回路等の設備について、これと類似の設備を所有し、又は運用する政府機關、個人又は会社その他の団体と共同に使用することに關し、企画し、契約し、その他必要な処理をすること。

十三 電氣通信系に接続する私設設備の工事設計、裝置及び保存の標準を設定すること。

十四 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國內又は國際電氣通信設備の全部又は一部を設計すること。

十五 有線私設（設備搬送設備を含む。）に關する技術上の條件、方法及び手続を定め、並びにこれを監督すること。但し、無線周波設備に關するものについては、電波廳と協議すること。

十六 電氣通信技術に關する國際的委員會、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。但し、電波廳、航空保安廳及び電氣通信研究所の所掌に属するものを除く。

十七 國際電氣通信設備の建設及

び保存に關し、外國の政府その他の機關又は会社と結ぶ協定案を作成すること。

十八 電氣通信設備及び保存に必要な船舶及び舟艇を建造し、購入し、修理し、及び保管すること。

十九 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の基準、工事計画、資材の取りまとめ、設計等に關し、電氣通信省の權限として法令の定める事項を處理すること。

（建設局の事務）
第十七條 建設局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 前條第一号の工事計画に従い、電氣通信設備を準備し、建設し、及び裝置し、並びに施設局が指定する取替工事をする（第十八條第三号に掲げるものを除く。）。

二 政府機關、個人又は会社その他の団体の専用に供する電氣通信設備を建設し、及び裝置すること。

三 前二号の工事に使用する機器、物品及び素材を受け取り、及び保管すること。

四 電氣通信設備の建設に關する請負契約を締結し、工事を監督し、その完了した工事を検査し、及び引渡を受けること。

五 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國內又は國際電氣通信設備の全部又は一部を建設すること。

六 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の建設に關し、電氣

通信省の權限として法令の定める事項を處理すること。

（保全局の事務）
第十八條 保全局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電氣通信施設の取替に關する要求案並びに保存に關する長期及び年度の工事計画案を作成し、施設局に送付すること。

二 第十六條第一号の工事計画に従い、電氣通信設備を保存し、取り替え（施設局及び建設局の所掌に属するものを除く。）し、整理し、及び修理すること。

三 建設局で行うより經濟的且つ能率的な場合は、電氣通信設備を建設すること及び私設設備を電氣通信系に接続すること。

四 政府機關、個人又は会社その他の団体の専用に供する電氣通信設備を保存すること。

五 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國內又は國際電氣通信設備の全部又は一部を保存すること。

六 周知調査局の立てた方針に従い、所掌事務について、對公眾關係の計画を実施すること。

七 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の保存に關し、電氣通信省の權限として法令の定める事項を處理すること。

（資材局の事務）
第十九條 資材局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 關係部局及び個人又は会社その他の団体の要求する機器、物品及び素材の需要計画を取りま

とめ、及びその割当をすること。

二 關係部局の要求する機器、物品及び素材を購入し、借り入れ、修理し、加工し、出納し、保管し、及び配給すること。

三 倉庫を設置し、廃止し、及び管理すること。

四 關係部局と協議の結果不用と認められた機器、物品及び素材を処分すること。

五 事務用品の改良について調査し、及び考案すること。

六 前各号に掲げるものの外、電氣通信業務の運用及び設備の建設、保守に必要な機器、物品及び素材に關し、電氣通信省の權限として法令の定める事項を處理すること。

（建築部の事務）
第二十條 建築部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 關係部局の要求する土地、建物及び工作物並びにその附帶設備（以下不動産という。）の工事を設計し、及び施行すること。

二 關係部局の要求により、不動産を買収し、借り入れ、及び寄附を受領し、並びに經理局を通じて交換し、及び処分すること。

三 不動産に關する工事の請負契約を締結し、工事を監督し、その完了した請負工事を検査し、及び引渡を受けること。

四 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の建築に關し、電氣通信省の權限として法令の定める事項を處理すること。

(総務部の事務)

第二十一條 業務総務部において業務部門の各部局の所掌に属する事項に關し、施設総務部においては施設部門の各部局の所掌に属する事項に關し、それぞれ左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
- 二 各部局の要求に基き、職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。
- 三 各部局に提出する職員の給与、身分等に關する意見及び資料を取りまとめ、人事局に送付すること。
- 四 各部局の定員に關すること。
- 五 各部局の作成した職員の需要及び採用に關する計画案を取りまとめ、人事局に送付すること。
- 六 各部局の要求に基いて、職員住宅、寄宿舎その他厚生施設の設置の計画案を作成し、人事局に送付すること。
- 七 各部局の収集した統計及び資料を取りまとめ、分析し、及び保存すること。
- 八 業務部門各部局の業務の運用に必要な機器、物品、素材等に關する要求案を取りまとめ、資材局に送付すること。
- 九 所掌事務に關する法令、規程及び規約を立案し、及び実施すること。
- 十 所掌事務に關する基準、標準実施方法及び取扱手續を作成すること。
- 十一 所掌事務の正当な管理をするため、業務又は施設の实地検査を行うこと。

十二 所掌事務の遂行に必要な予算に關する要求案を作成し、及び決定された実行予算を実施すること。

十三 所掌事務の遂行に必要な機器、物品及び素材に關する要求案を作成すること。

(人事局の事務)

第二十二條 人事局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員に關する左の事務を処理すること。
- (一) 階級及び任免に關すること。
- (二) 給与、勤務時間その他勤務の條件に關すること。
- (三) 服務規律、分限及び懲戒に關すること。
- (四) 勤務成績の評定及び記録に關すること。
- (五) 人事記録の作成及び保管に關すること。
- (六) 公務傷病に對する補償及び恩給に關すること。
- (七) 職員の結成する組合その他の団体との交渉並びにこれらの団体に關すること。
- (八) 職員の苦情の処理に關すること。
- 二 職員の需要及び採用に關する計画案の取りまとめをすること。
- 三 職員の定員に關すること。
- 四 職員の厚生及び保健に關する事務を処理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。
- 五 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

し、及び管理すること。

六 關係部局の要求に基き、訓練施設を設置し、及び管理すること。

七 電氣通信省共済組合に關する法令の執行に關すること。

八 所部の職員を訓練すること。

九 予算が成立した場合、上官の定めた実行予算編成方針に基き、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、經理局に送付すること。

十 事業計画の変更に伴い、又は經理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、經理局に送付すること。

十一 職員の訓練に關し、各部局に對し必要な勧告をすること。

十二 職員の階級、能率、勤務條件等に關する調査をし、及び統計を作成すること。

十三 前各号に掲げるものの外、人事に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(經理局の事務)

第二十三條 經理局においては、電氣通信事業特別会計に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 關係部局の作成した予算案を取りまとめ、及び意見を附して總務長官に上申すること。
- 二 關係部局の作成した成立予算実行計画案を取りまとめ、及び意見を附して總務長官に上申すること。
- 三 前号の実行計画案が決定した場合、これを關係部局に通報すること。

四 決定された実行予算の実施を監視すること。

五 財政、金融、經濟事情を調査し、事業財政に及ぼす影響を検討し、予算の実行に關し他の部局に必要な勧告をすること。

六 会計に關する一切の決算をする。

七 収入及び支出の測定及び出納をすること。

八 収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。

九 会計制度の研究をすること。

十 会計及び財務に關する法令及び手續を立案し、及び実施すること。

十一 原簿計算に關すること。

十二 資金を統制し、管理し、及び調達すること。

十三 契約手續を定めること。

十四 各部局の契約等の計画を取りまとめをすること。

十五 支拂計画を設定し、及び關係部局に通知すること。

十六 軍票の受拂処理をすること。

十七 契約の締結、収入及び支出の決定並びに資金、物品その他財産の管理の責任を有する職員に對する会計監査をすること並びに總原簿又は補助簿への仕訳記入の確認をすること。

十八 小切手及び國庫金振替の認証をすること。

十九 会計及び財務に關する統計を作成し、並びに電氣通信省の所掌事務に關する統計の基本計画を設定すること。

二十 電氣通信事業の原價計算を

し、及び料金の合理化の研究をすること。

二十一 固定資産の記録を保持し、國有財産及び借入不動産を管理すること。

二十二 所部の職員を訓練すること。

二十三 前各号に掲げるものの外、財務、会計及び統計に關し電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(電氣通信研究所の事務)

第二十四條 電氣通信研究所においては、左に掲げる事務をつかさどる。

(方式実用化部)

一 電氣通信方式(裝置を含む。以下本條中同じ)の実用化(研究を要する改良を含む。以下本條中同じ)及び現場試験を行うこと。

二 前号の実用化に基き、新規の又は改良された電氣通信方式の工事、運用、保存等に必要の実施規程の草案を作成し、施設局に送付すること。

三 電氣通信方式の仕様書の草案を作成し、施設局に送付すること。

四 施設部門の各部局の使用する電氣通信方式の検査実施規程及び検査指図規程の草案を作成し、施設局に送付すること並びに試験裝置の実用化を行うこと。

五 電氣通信方式に關し、その製造業者に必要の技術的資料及び助言を與へること。

六 第五條第十八号の規定に従

い、第一号の実用化の事務の一部を外部の研究機関に委託すること。

七 第五條第十八号の規定に従い、委託された電氣通信方式の実用化を行うこと。

(器材実用化部)

八 電氣通信用器材に関し、第一号から第七号までに掲げる事務に相当する事務を行うこと。

(基礎研究部)

九 方式実用化部及び器材実用化部の行う実用化と電氣通信技術の將來の發達とに必要な基礎的研究を、電氣通信又はこれに関連する科学諸分野において行うこと。

十 第五條第十八号の規定に従い、前号の基礎的研究の一部を外部の研究機関に委託すること並びに委託により基礎的研究を行うこと。

(特許出版部)

十一 電氣通信活動に必要な電氣通信技術に関する特許権及び実用新案権の取得、実施及び調査に関すること。

十二 研究所の運営に必要な圖書、出版及び周知に関すること

(試作部)

十三 試作設備を設置し、並びに実用化及び基礎的研究に必要な試作業を行うこと。

(事務部)

十四 研究所の所掌事務に関する機密に関すること。

十五 予算が成立した場合、上官の定めた実行予算編成方針に基き、研究所の年度及び四半期

別の成立予算実行計画案を作成し、経理局に送付すること。

十六 事業計画の変更に伴い、又は経理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、経理局に送付すること。

十七 研究所の事務遂行にもつぱら必要な機器、物品及び素材を調達し、出納し、及び保管すること。但し、調達については、資材局で有効に調達し得る場合を除く。

十八 研究所の管理に属する土地、建物及びこれに附帯した工作物の建設及び修繕の計画案を作成し、施設局に送付すること。

十九 電氣通信技術の調査及び研究にもつぱら必要な研究施設を設置し、及び管理すること。

二十 電氣通信技術の調査及び研究に関する國際的委員会、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。但し、電波廳及び航空保安廳の所掌に属するものを除く。

(その他)

二十一 前各号に掲げるものの外、電氣通信技術の調査及び研究に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(各部局の共通事務)

第二十五條 第七條第一項の各局、部及び研究所においては、第十一條から第二十條まで及び前三條に掲げる事務の外、各その所掌事務の範囲において、左に掲げる事

務をつかさどる。

一 法令、規程及び規約を立案し、及び実施すること。

二 予算に関する要求案を作成し、及び決定された実行予算を実施すること。

三 統計及び資料を収集し、及び分析すること。

四 職員の新規、身分等に関する意見を提出すること。

五 職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

六 職員の定員に関すること。

七 職員の指揮監督に関する事務を処理すること。

八 職員の訓練に関する計画案を作成すること。

九 職員の住宅、寄宿舎その他の厚生施設の設置の要求案を作成すること。

十 機器、物品及び素材に関する要求案を作成すること。

十一 事務処理の基準、標準実施方法及び取扱手続を定めること。

十二 所掌事務の正当な管理をするため、業務又は施設の实地検査を行うこと。

第二節 地方機関

(地方機関)

第二十六條 電氣通信省に、國家行政組織法第二十一條の規定に基づき、左の地方機関を置く。

地方電氣通信局

地方電氣通信部

地方電氣通信管理所

地方電氣通信取扱局

地方電氣通信局は第七條第一項に掲げる各部局(電氣通信研究所

を除く。)の事務の一部を、地方電氣通信部は地方電氣通信局の事務の一部を、地方電氣通信管理所は地方電氣通信部の事務の一部を、地方電氣通信取扱局は地方電氣通信管理所の事務の一部をそれぞれ分掌する。

3 地方機関(地方電氣通信取扱局を除く。)にそれぞれ長一人を置く。地方機関の長は、それぞれ上官の命を受け、その所部の事務を掌理し、所部の職員の服務につきこれを指揮監督する。

第二十七條 地方電氣通信局は、東京、長野、名古屋、金沢、市、大阪、廣島、松山、熊本市、仙台市及び札幌市に置く。

2 地方電氣通信局の名称、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、政令で定める。

3 電氣通信大臣は、地方機関の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。

4 地方電氣通信局以外の地方機関及び前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、電氣通信大臣が定める。

第二十八條 地方機関の内部組織は、第七條第一項に掲げる部局に應ずることを原則とする。

第三章 外局

(外局)

第二十九條 國家行政組織法第三條第三項の規定に基いて、電氣通信省に置かれる外局は、左の通りとする。

電波廳

航空保安廳

第一節 電波廳

(電波廳の任務及び長)

第三十條 電波廳は、無線に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定その他の法令の定めるところに従い、電波が公衆の利益、利便又は必要のため公平且つ能率的な方法で使用することを確保することを任務とする。

2 電波廳の長は、電波監理長官とする。

(内部部局)

第三十一條 電波廳に、長官官房及び左の四部を置く。

法規經濟部

施設監督部

技術部

監視部

(長官官房の事務)

第三十二條 長官官房においては、電波廳の所掌事務に関し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 公印を制定し、及び管理すること。

三 公文書を編集し、及び保存すること。

四 総合調整をすること。

五 無線周波施設の許可(無線周波設備の建設許可を含む。)並びに私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供させることについての法規經濟部及び施設監督部の意見を取りまとめて電波監理長官に提出すること並びにその決裁に従ひ許可書等を作成すること。

六 分課に関すること。

- 七 監察を行うこと。
 - 八 報道に関すること。
 - 九 各部の収集した統計及び資料を取りまとめ、分析し、及び保存すること。
 - 十 職員訓練計画を設定し、及び実施すること。
 - 十一 職員に關し、任免、勤務條件、服務規律、勤務成績、人事記録等の身分及び給與に關すること並びに職員の結成する団体との交渉及び職員の苦情の処理等に關する事項を處理すること。
 - 十二 職員の厚生及び保健並びに宿舍に關すること。
 - 十三 予算及び成立予算の実行計画を取りまとめ、並びに実行予算の実施を監視すること。
 - 十四 歳入歳出の調定及び出納並びに財務及び會計に關する法令の定めるところに従い、必要な事務を處理すること。
 - 十五 機器、物品及び素材の需要計画を設定し、並びに機器、物品及び素材を割り当て、調達し、出納し、及び保管すること。
 - 十六 土地、建物、工作物及び舟艇を調達し、及び管理すること。
 - 十七 國有財産を管理すること。
 - 十八 他の部の所掌に屬しない事務に關すること。
- (法規經濟部の事務)
- 第三十三條 法規經濟部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 技術基準、運用及び設備の基

- 準、通信士の資格、運用方法、周波数の割当、無線周波施設及び回線の許可、呼出符号の指定等電波の管理に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に關すること。但し、この基準、資格、運用方法等の範圍内で第七條第一項に掲げる各部局がこれらの事項を定めることを妨げるものではない。
- 二 電波廳の所掌事務に關し、國際電氣通信連合との連絡に關すること並びに電波に關する國際的委員會、連合會議その他類似的會議に代表者を派遣すること。
- 三 第一号に掲げる範圍において、電波に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定その他の法令を立案すること。
- 四 無線周波設備の運用又は操作に従事する者の資格及び免許に關すること。
- 五 無線周波施設の許可(無線周波設備の建設許可を含む)並びに許可された無線周波施設について法律的、經濟的及び社会的な審査を行うこと。
- 六 無線電信法第六條の規定に基づき、私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供することについて、法律的、經濟的及び社会的な審査を行うこと。
- 七 前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に關する法規的な事務を處理すること。
- (施設監督部の事務)
- 第三十四條 施設監督部において

- は、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 無線周波施設の許可(無線周波設備の建築許可を含む)について技術及び運用上の見地から審査を行うこと。
- 二 無線周波施設を分類し、その業務を定めること。
- 三 電波の型式、周波数、呼出符号、運用時間その他無線周波施設の運用に關する條件を定めること。
- 四 電波に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に從い無線周波施設の許可、廢止等に關し、國際周波数登錄委員會に對し通告その他の連絡をすること。
- 五 無線周波施設の規律及び監督に關すること。
- 六 無線電信法第六條の規定に基づき、私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供することについて、技術及び運用上の見地から審査を行うこと。
- 七 放送法(昭和二十三年法律第七号)第九條第二項の規定により委託された放送設備又は受信設備の検査を行うこと。
- 八 前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に關し技術及び運用部面の事務を處理すること。
- (技術部の事務)
- 第三十五條 技術部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 電波廳の所掌事務を遂行するに必要な無線技術の基礎的又は実用化に關する研究及び調査を

- し、又は第五條第十八号の規定に從い、これを部外の研究機關に委託すること。
- 二 前條第三号の規定による指定のために、周波数を選定すること。
- 三 周波数標準値を定め、標準電波を放射し、及び標準時を放送すること。
- 四 無線周波設備の機器の最低動作基準を定め、並びにその認定及び実地検査をすること。
- 五 電波の傳はん状況を予報し、及び電波傳はんの異常に關して警報を發すること。
- 六 電波の規律、標準電波の放射及び無線報時等電波管理に必要な施設を計画し、設置し、及び管理すること。
- (監視部の事務)

- 第三十六條 監視部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 電波の監視及び規正に要する施設を計画し、設置し、及び管理すること。
- 二 電波を監視し、及び規正すること。
- 三 不法に施設された無線周波施設を探索すること。
- 四 電波に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に從い、電波の監視及び規正に關し國際電氣監視機關との連絡及び資料の交換を行うこと。
- 五 無線用水晶片及び周波数測定器具を較正すること。
- (地方支分部局)
- 第三十七條 電波廳の地方支分部局として、地方電波管理局を置く。
- 2 地方電波管理局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
関東電波管理局	東京都	東京都 神奈川縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 山梨縣 長野縣 新潟縣 靜岡縣 岐阜縣 愛知縣 三重縣 富山縣 石川縣 福井縣 京都市 兵庫縣 奈良縣 大阪府 和歌山縣 滋賀縣 鳥取縣 岡山縣 廣島縣 山口縣 德島縣 香川縣 高知縣 愛媛縣 松山市 熊本市 熊本縣 長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 宮崎縣 鹿兒島縣 宮城縣 岩手縣 青森縣 山形縣 秋田縣 北海道
北海道電波管理局	札幌市	
東北電波管理局	仙台市	
九州電波管理局	熊本市	
四國電波管理局	松山市	
中國電波管理局	廣島市	
近畿電波管理局	大阪市	
北陸電波管理局	金沢市	
東海電波管理局	名古屋市	
信越電波管理局	長野市	

- 3 地方電波管理局は、電波廳の事務の一部を分掌するものとし、その範圍は政令で定める。
- 4 地方電波管理局の内部組織は、電氣通信省令で定める。
- 5 電氣通信大臣は、地方電波管理局の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。
- 6 前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範圍及び内部組織は、電氣通信省令で定める。
- (電波廳の權限)
- 第三十八條 電波廳は、その所掌事務を遂行するため、第五條第一号から第十四号まで、第十八号、第二十号及び第三十二号までに掲げる權限を行使することができる。
- 2 電波監理長官は、電波廳の所掌事務の一部を第七條に掲げる内部部に委託することが経済的であると認めるときは、電氣通信大臣の承認を経て、これを委託することができる。
- 第二節 航空保安廳
- (航空保安廳の任務及び長)
- 第三十九條 航空保安廳は、航空保安に関する事務を行うことをその任務とする。
- 2 航空保安廳の長は、航空保安廳長官とする。
- (内部部局)
- 第四十條 航空保安廳に、左の二部を置く。
- 事務部
- 技術部
- (事務部の事務)
- 第四十一條 事務部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 公印を制定し、及び管理すること。
- 三 公文書を編集し、及び保存すること。
- 四 総合調整をすること。
- 五 分課に関すること。
- 六 監察を行うこと。
- 七 訓練及び統計に関すること
- (技術部の所掌に属するものを除く。)
- 八 法令、規程及び規約を立案すること。
- 九 所部の職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。
- 十 職員に關し、任免、勤務條件、服務規律、勤務成績、人事記録等の身分及び給與に関すること並びに職員の結成する団体との交渉及び職員の苦情の処理等に関する事項を処理すること。
- 十一 職員の厚生及び保健並びに宿舍に関すること。
- 十二 歳入歳出の調定及び出納並びに財務及び會計に関する法令の定めるところに従い、必要な事務を処理すること。
- 十三 機器、物品及び素材を調達すること。
- 十四 土地、建物、工作物及び舟艇を調達し、及び管理すること。
- 十五 國有財産を管理すること。
- 十六 前各号に掲げるものの外、技術部の所掌に属しない事務に關すること。
- (技術部の事務)
- 第四十二條 技術部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- に掲げる事務をつかさどる。
- 一 航空保安施設を建設し、保存し、運用し、及び管理すること。
- 二 航空保安施設の建設及び保存計画を設定すること。
- 三 航空保安施設の運用に關する手続を定め、及び実施すること。
- 四 航空保安施設の建設及び保存のための機器、物品及び素材の需要計画を設定し、並びにこれを出納し、及び管理すること。
- 五 前号の機器、物品及び素材の仕様を作成し、設計し、及びその製作を監督すること。
- 六 第四号の機器及び物品の修理に關すること。
- 七 航空保安施設の建設、保存及び修繕に關する工事を設計し、実施し、及び監督すること。
- 八 航空保安施設の建設、保安及び運用に關する技術標準を定めること。
- 九 航空保安施設の改善のための調査、研究、試験及び試作をし、又はこれを部外の研究機關に委託すること。
- 十 航空保安業務の國際的協力のために開催される國際會議に代表者を派遣すること。
- 十一 所部の職員の訓練に關すること。
- (航空保安廳の機關)
- 第四十三條 電氣通信大臣は、所要の地に左の上欄に掲げる機關を置く。その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

名 称	目 的
航空保安事務所	航空保安施設を建設し、保存し、及び運用すること
航空標識所	(航空標識所の所掌に属するものを除く。)
	航空無線標識施設及び航空無線通信施設を保存し、及び運用すること。

2 航空保安事務所及び航空標識所の名称、位置及び内部組織は、電氣通信省令で定める。

3 電氣通信大臣は、第一項の機關の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。その名称、位置及び所掌事務の範圍は、電氣通信大臣が定める。

(航空保安廳の權限)

第四十四條 航空保安廳は、その所掌事務を遂行するため、第五條第一号から第十四号まで、第十八号、第二十号、第二十二号及び第三十二号に掲げる權限を行使することができる。

第四章 附屬機關

(附屬機關)

第四十五條 第五十一條に規定するものの外、電氣通信省に置かれる附屬機關は、左の通りとする。

電氣通信審議會

病院、診療所及び療養所

職員訓練所

電波觀測所

(電氣通信審議會)

- 第四十六條 電氣通信審議會(以下審議會という)は、第四條に掲げる業務の健全且つ能率的な運営を図るための機關とする。
- 2 審議會は、第四條に掲げる業務に關し、電氣通信大臣の諮問する事項(電波規正委員會に諮問する事項を除く)を調査審議し、電氣通信大臣に答申する。
- 3 審議會は、必要がある場合は、第四條に掲げる業務に關する重要事項について關係大臣に建議することができる。
- 4 審議會の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。
- (病院等)
- 第四十七條 病院、診療所及び療養所は、電氣通信省の職員及びその家族の健康を保持するための機關とする。
- (職員訓練所)
- 第四十八條 職員訓練所は、電氣通信省の職員の訓練を行うための機關とする。
- (電波觀測所)
- 第四十九條 電波觀測所は、電氣通信研究所の研究に伴う電波傳はんの觀測を行うための機關とする。
- (名稱等)
- 第五十條 第四十五條に掲げる附屬機關(電氣通信審議會を除く)の名称、位置及び内部組織は、電氣通信省令で定める。
- (その他の附屬機關)
- 第五十一條 左の表の上欄に掲げる機關は、電氣通信省の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載す

る通りとする。

種 類	目 的
電氣通信省共済組合 審議会	電氣通信省共済組合の給付に関する決定又は掛金の徴収に関して組合と組合員との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として、公平な審査をし、及び裁決をすること。
電氣通信省共済組合 運営審議会	電氣通信省共済組合の運営に関する事項を調査審議すること。
電波規正委員会	電波の規正技術に関する事項を調査審議すること。
非常無線通信審議会	非常無線通信の運用について調査審議すること。
無線従事者資格検定 審議会	無線周波設備の運用又は操作に従事する者の資格検定に関し、調査審議すること。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他り法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。	（組織の細目） 第五十五條 電氣通信省の組織の細目については、この法律に規定するものの外、政令で、又は政令の委任により電氣通信大臣が定める。
（職員） 第五十二條 電氣通信省に置かれる職員については、國家公務員法の定めるところによる。	（放送委員会との関係） 第五十六條 この法律の規定は、放送法の規定に基く放送委員会の権限に影響を及ぼすものではない。
（定員） 第五十三條 電氣通信省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。	附 則 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。
第六章 雜則 （権限の委任） 第五十四條 電氣通信大臣は、この法律に定める権限で細目の事項に関するものを、服務規程を定めて、内部部局、地方機關及び附屬機關並びに電波廳（地方支分部局を含む。）及び航空保安廳に委任することができる。	